

議案第 8 4 号

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市下水道条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

災害その他非常の場合に，排水設備の迅速な復旧対応が出来るよう，条例の一部を改正するため。

石岡市下水道条例の一部を改正する条例

石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第6条中「排水設備の新設等の工事は、市長が別に定めるところにより指定した者」を「排水設備の新設等の工事は、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事を除き、市長が別に定めるところにより指定した者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。